

9月3日付「羽田新飛行ルートに関する再質問について」に対する御回答

国土交通省航空局
令和2年9月9日

お問い合わせいただいた5点について、以下のとおり回答いたします。

○1について

- ・お示しいただいた日時において、東京都港区白金台上空を飛行していた自衛隊機は確認されておりません。

○2について

- ・3月29日以降で羽田新経路を使って羽田空港に着陸した自衛隊機は、2機確認されております。

○3について

- ・3月29日以前及び以降に関わらず、羽田空港に着陸する民間航空機と自衛隊機は同じコースを使用しています。

○4について

- ・自衛隊機が飛行した場合、合計44便の着陸機数に含まれます。

○5について

- ・国土交通省が実施している部品欠落の報告制度については、自衛隊機は対象としておりません。
- ・羽田空港において実施している空港管理者(国)による駐機中の機体チェックは、自衛隊機は対象としておりません。

9月3日に行った国土交通省への資料要求項目

御省航空局発出「7月13日(月)の羽田空港における自衛隊機の飛行に関するお問い合わせについて」(8月20日付)の回答内容について

Q1. 当方の8月12日付資料要求の2. は、7月13日午後3時半ごろに、「自衛隊機が飛行した事実はあるか」と事実関係を求めている。しかし御省は、「羽田空港を離発着した自衛隊機は確認されていない」と、羽田離発着に対する回答であった。

そもそも、当方の質問主旨は、当該時刻に東京都港区白金台を飛行していたのかどうかという事実関係の確認を求めているのであり、御省の回答を求める。仮に飛行していたのであれば、この自衛隊機の機種・機番・所属部隊名を明らかにするよう再度要求する。

Q2. 羽田空港の南風時の着陸ルートに関して御省から「羽田空港の到着予定時刻が15時～19時の間であって、運航時に南風の滑走路運用が行われている場合は、自衛隊機・民航機に関わらず南風時の着陸ルートを使用することとなります。」と回答をいただいた。

訊くが、この飛行ルートの運用が開始された本年3月29日以降、同ルートを使用し羽田空港に着陸した自衛隊機は何機あったか、明らかにされたい。

Q3. 羽田空港の南風時の着陸ルートの運用が開始される3月29日より前は、自衛隊機はどのような着陸ルートを使用していたか。民間機と同じコースを飛行していたか(南風時は東京湾・浦安沖から到着等)を明らかにされたい。

Q4. 「羽田空港の到着予定時刻が15時～19時の間であって、運航時に南風の滑走路運用が行われている場合」はA滑走路への着陸は約14便/時、C滑走路への着陸は約30便/時で合計44便と御省は説明している。

訊くが、自衛隊機が飛行した場合、この着陸機数に含まれるか否かを明らかにされたい。

Q5. 航空機からの落下物を未然防止する取組として部品欠落の報告制度が設けられている。この報告制度は自衛隊機にも適用されるか答えられたい。

また羽田空港は、空港管理者(国)による駐機中の機体のチェックが実施されている。これは自衛隊機も対象となるか、明らかにされたい。